

令和7年4月吉日

ご利用者・ご家族各位

社会福祉法人 あいのわ福祉会

理事長 伊藤 良久

職員の身だしなみの基準の見直しについて

日頃より、当法人・当施設の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当法人は、職員の多様性や個性を尊重し、より自分らしく意欲的に働く環境を整備するため、令和7年4月より、職員の髪色・髪型等の頭髪や服装等、身だしなみの基準を見直しいたします。

今回の見直しにより、職員が職場や地域社会で多様な人々との関わりの中で活躍し続けるために求められる基礎的な力を高めるきっかけとなることと考えています。

また、職員の働く意欲が向上することにより、当法人のサービス価値を更に高め、これまで以上にご利用者・ご家族の皆様、地域の皆様の期待に応えることができるよう取り組んでまいります。

【身だしなみの前提基準】

社会福祉法人あいのわ福祉会の身だしなみは、下記の前提条件を基準としています。

- ① 利用者に恐怖感、威圧感を与えていない
- ② 常に衛生的かつ清潔で不快感を与えていない
- ③ 安全性を考慮し、業務に支障を与えていない

これらの条件に該当しない場合、法人規程に基づき就業不可としています。

ダイバーシティ推進の取り組みとなりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。